



2025年 8月27日
第33号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」 アンケートや各機関の座談会等で上がった声を精査し、「人事・賃金制度」に関する基本要件全20項目を本部に提出！ 横浜地本が本部へ提出した「人事・賃金制度」に関する基本要件全20項目

1. 60歳以降の労働条件について、本人希望に応じて短時間勤務(賃金は8割程度)を行えるようにすること。
2. 60歳以降もJR本体で就労できる選択肢を設けること。
3. 出向先について、キャリアプランが明確に描けるようにするため、具体的に明示すること。
4. 早期退職制度を廃止しないこと。
5. 転籍一時金について、転籍前より収入額が下がる場合は一時金に加えて差額分を補償すること。
6. 技術力の維持・向上の観点から、テクニカルリーダー職を廃案とし、技術専任職は廃止しないこと。
7. 技術力の維持・向上の観点から、在級年数短縮措置は現行のままとすること。
8. 能力昇給を廃案とし、現行の定期昇給額を維持すること。
9. 評価基準を明確にし、社員一人ひとりに対して具体的な評価内容とその理由を必ず説明すること。
10. ワンマン運転により負担が増している現状から、ワンマン手当(一律定額10,000円)を新設すること。
また、都心部を走行する中編成および長編成ワンマン線区の運転士に対しては別途5,000円を加えること。
11. 業務手当の鉄道オペレーション①勤務の特性「作業ダイヤによる勤務に従事する社員」の支給額を増額し、
月額10,000円とすること。
12. 業務手当の鉄道オペレーション①勤務の特性「定例的に深夜帯に勤務する社員」の支給額を増額し、
月額15,000円とすること。
13. 子ども手当について、マネジメント手当支給対象者にも併給すること。
14. 子ども手当を基準内賃金とすること。
15. 配偶者が健康上等の理由で就労できない場合、また要介護2以上の扶養家族(実親を含む)が同居の場合、
一人につき月額20,000円の生活支援手当を新設すること。
16. 住宅等手当の地域額「地域B」の支給月額を30,000円とすること。
17. 住宅等手当の地域額を基準内賃金とすること。
18. 企業型確定拠出年金について、会社拠出金については職責に応じた金額ではなく年齢に応じた金額に
改めること。
19. 安全意識の維持・向上の観点から、運転無事故表彰を廃止しないこと。
20. 異動および担務変更の希望把握については、面談を通じて丁寧に行うこと。また、異動および担務変更を
行う際は本人希望を尊重すること。

**各地方から提出された要求項目については本部内で精査されます！
次号以降、「人事・賃金制度」に関して出された声を紹介します！**